

公益財団法人岩手県観光協会公印取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県観光協会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び公印の取扱者)

第2条 公印の種類及び公印を取扱う者（以下「取扱者」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の公印の印影は、公印台帳（様式第1号）に登録するものとする。

(公印の種類及び公印の取扱者の義務)

第3条 取扱者は、善良なる管理者の注意をもって、公印を保管しなければならない。

2 取扱者は、その保管に係る公印を亡失し、又は損傷したときは、直ちに理事長に報告し指示を受けなければならない。

(使用)

第4条 公印を使用する者は、取扱者に、押印しようとする文書及び原議書を提示し、その承認を受けて使用しなければならない。

(使用の制限)

第5条 公印は、事務所外に持ち出して使用してはならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、実印及び銀行印にあつては、専務理事、その他の公印にあつては、事務局長の承認を得て、これを持ち出すことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

財団法人岩手県観光開発公社社印取扱規程（昭和42年6月8日施行）は、廃止する。

附 則（平成5年3月23日一部改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日一部改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日一部改正）
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日一部改正）
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日一部改正）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

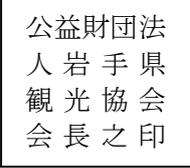
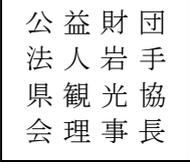
附 則（平成19年3月28日一部改正）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年3月27日理事会議決）

別表第 1

印 刻 文 字	印 材	大 き さ	取 扱 者	摘 要
公益財団法人岩手県観光協会之印	つげ(角)	方 2 4 mm	観光振興部長	実印・銀行印
公益財団法人岩手県観光協会会長之印	つげ(角)	方 2 4 mm	観光振興部長	
公益財団法人岩手県観光協会理事長	つげ(角)	方 2 4 mm	観光振興部長	
公益財団法人岩手県観光協会理事長印	つげ(丸)	径 1 8 mm	事 務 局 長	
公益財団法人岩手県観光協会事務局長	つげ(角)	方 2 1 mm	観光振興部長	

様式第 1 号

公 印 台 帳		
区 分	印 影	摘 要
公益財団法人岩手県観光協会之印		
公益財団法人岩手県観光協会会長之印		
公益財団法人岩手県観光協会理事長		
公益財団法人岩手県観光協会理事長印		実印・銀行印
公益財団法人岩手県観光協会事務局長	